

お客様各位

弊社製品における「リフラクトリーセラミックファイバー」の使用、
および法規制対応について

労働安全の見地による化学物質による労働者の健康障害防止に関するリスク評価の結果に基づき、発がんのおそれのある物質として特定化学物質障害予防規則の措置対象物質にリフラクトリーセラミックファイバー（以下：RCF）が平成 27 年 11 月より追加改正されました。

弊社製品の一部に 断熱保温材としてセラミックファイバーが使用されておりますが、本改正にあたりお客様には以下の通りの情報をご提供いたします。

記

1. 規制対象セラミックファイバーと規制

- (1) 特定化学物質障害予防規則等の改正では CAS No. 142844-00-6 のセラミックファイバーを規制対象としていますが、これ以外にも組成の異なるセラミックファイバーは断熱材として広く使用されています。この CAS 番号に該当する RCF が弊社 GC の断熱材の一部に使用されています。
- (2) 同規則等の改正による規制を受けるのは製造・加工等、RCF を直接取扱う作業に対してです。

2. お客様への影響

- (1) 機器の新規ご購入・既設機器のご使用に際し、今回の改正による制限・影響はございません。
- (2) 機器に使用されている RCF はバインダーで成型されたもので、通常の機器ご使用において RCF が空間に飛散することはありません。
- ※同規則等改定による RCF 取扱い作業においても「バインダーにより固形化された物その他の RC 棟の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務」は規制対象外とされています。
- (3) RCF（に限らずセラミックファイバー等の断熱材）の廃棄に際しては、廃ガラスと同等の処理が必要です。機器廃棄の際は、産業廃棄物業者による適切な処置をお願いします。
- ※廃棄の際は、産業廃棄物業者にセラミックファイバー断熱材の使用があることをお伝えください。

3. セラミックファイバー断熱材の使用がある弊社製品（太字が今回の規則改定による規制 RCF）

装置名	使用部位
8890GC, 8860GC, Intuvo9000, 7890GC, 7820GC, 6890GC, 5890GC	Oven, Inlet, Detector 断熱部位
8850GC, 6850GC	Inlet, Detector 断熱部位
7697, 8697 HSS	Pneumatic assembly 断熱部位
7694, G1888 HSS	恒温部の断熱材に使用
全 GC/MS	Transfer Line 断熱部位

マイクロ GC (490GC, 990GC)他、上表以外の製品にセラミックファイバー断熱材の使用はありません。

GC 機種においては付属しております「安全に関するマニュアル」を合わせてご参照ください。
また、セラミックファイバー工業会から詳しい資料 (http://www.jhiwa.jp/rcfa05_ex.html) が提供されています。